

四国中央市空家等対策計画



平成 29 年 3 月

四国中央市

はじめに



四国中央市長 篠原 実
(四国中央市空家等対策協議会会長)

平成 27 年 5 月に空家法が完全施行され、空家問題に対峙する市町村に様々な権限と責務が付与されました。

空家法が制定された背景には、適切な管理が行なわれていない空家の増加があります。人口減少という大きな流れのなかで、相続、敷地接道基準など様々な課題が絡み合い、空家が発生し、増加しています。昨今では、都市計画の分野でも、空家・空地の増加によって進行する「都市のスポンジ化」が国の審議会等で取り上げられるなど、空家問題は、局所的な課題に留まらず、都市の持続性に関わる課題と理解されつつあります。

人口減少の進展に伴い、私たちは、新たな歴史の流れに踏み込みました。拡大の時代から縮小の時代へ社会や経済がどう変わっていくのかははっきりとはわかりませんが、それに相応しい仕組みを考えていかなければなりません。

そのような意識の下に、この空家等対策計画では、基本理念として、「市民が直面する不安の解消」「地域の住環境の向上」「所有者、地域住民、専門家、事業者、行政等による協働」の 3 つを掲げ、「公共の福祉の実現に必要な限りで空家の所有者等を支援し、解決を図る。」と「人口減少に伴い増加する空家・空地で住生活水準の向上を実現する。」を基本姿勢として、「局面（フェーズ）に応じた取り組み」と「個別事案に総合的に対応できる体制づくり」を基本方針としています。

空家の増加について、明確な推計はありませんが、一説には 10 年で 1.6 倍（全国）に増えるものといわれており、まさに喫緊の課題であります。他市町村の成功例を待っている余裕はなく、有効と思われる方策は積極的に実施していかなければなりません。

今後は、この空家等対策計画に基づく対策を積極的に推進して参りますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案を賜りました四国中央市空家等対策協議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました方々にお礼申し上げます。